

計画の位置づけ

○計画期間
令和7年度～令和11年度（5年間）

※大阪府子ども計画の事業計画の1つとして位置づけ
（目指す方向性が一致し、取り組むべき施策も重複することから、当該計画における事業計画の一つとして位置づけ）

1. 策定の趣旨

○教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組により子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づき、貧困対策計画を策定し、行政のみならず社会全体で子どもの貧困対策に取り組んでいるところ。

- ・平成27年3月に第一次計画策定(計画期間：平成27～31年度)
- ・令和2年3月に第二次計画策定(計画期間：令和2～令和6年度)

○第二次計画策定後の取組及び国の動きを踏まえ、「令和5年子どもの生活に関する実態調査」を実施し、調査結果を踏まえた課題の解決に向け、継続して貧困対策に取り組む必要性。**〔追加〕**

○令和5年4月施行「こども基本法」に基づく「こども大綱（令和5年12月閣議決定）」において貧困対策がライフステージを通した重要事項として位置づけ。**〔追加〕**

2. 実態調査結果における課題

【家計・就労等に関すること】

- ・困窮度が高い世帯ほど、経済的な理由で何かができなかつたという割合が高い傾向にある
- ・困窮度が高い世帯ほど、非正規雇用の割合が高くなっている
- ・ひとり親世帯、特に母子世帯は、非正規雇用の割合が高く、家計が赤字という割合も高い

【教育に関すること】

- ・困窮度が高い世帯ほど、学習の理解度が低く、授業以外の勉強時間も少なくなる傾向がある
- ・困窮度が高い世帯ほど、大学への進学を希望する子どもの割合が低くなっている

【相談に関すること】

- ・困窮度Ⅰの世帯の子どもは、「いやなことや悩んでいることがない」と回答した割合が低い
- ・困窮度が高い世帯ほど、誰かに相談する割合が低くなる傾向にある
- ・ひとり親世帯、特に父子世帯は、「相談できる相手がいない」と回答した割合が高い
- ・困窮度が高い世帯ほど、学習支援、宅食、支援制度などを求めている割合が高い

【居場所に関すること、その他】

- ・居場所の利用実績等について、困窮世帯とそれ以外の世帯において、大きな差は見られない
- ・保護者が居場所を利用しない理由として、困窮度が高い世帯ほど、「どこにあるか知らない」の割合が高い
- ・居場所を利用したことがあると、専門相談機関を利用したことがある割合が高くなる傾向が見られる
- ・困窮度が高い世帯の子どもは、家族のお世話をしている割合が高く、「お世話をしている」と回答した子どものほうが、居場所を「利用したことがある」又は「あれば利用したい」と回答した割合が高い

3. 基本理念・考え方

子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐことを旨として推進しなければならない。また、子どもが大人になるまでの過程において支援が切れ目なく行えるよう、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを広く共有し、行政だけでなく、社会全体で取り組んでいくことが重要。

(1) 施策の総合的な推進

子どもの貧困には、親の経済的な困窮や就労状況等複合的な要因が絡み合っており、多方面からの総合的な取組を実施

(2) 情報発信

相談支援や必要な支援制度の情報が十分に届いていない実態を踏まえ、支援制度等の情報発信を強化

4. 計画における方向性

- ▶ 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携により子ども(保護者)を見守り、支援につなぐ取組の推進
…学校におけるスクリーニング等の実施により課題を有する子どもや家庭を早期に発見し、福祉事務所等の専門機関・居場所等へつなぐための連携や体制の充実を図る

▶ 子どもの居場所づくりに関する支援

- …地域が主体となった取組への財政支援
学校等を通じて子どもの居場所を積極的に周知 **〔追加〕**
子ども食堂ネットワークの構築による子ども食堂等への支援の強化 **〔追加〕**

▶ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成

- …公民連携による子どもの居場所等への支援、子ども輝く未来基金を活用した取組の推進

▶ 市町村との連携強化

- …市町村における取組モデルの共有、支援メニューの検討
市町村と連携した支援制度の周知促進

▶ 関連施策との一体的な推進

- …生活困窮者自立支援制度等の関連施策を一体的に捉え、施策を推進するとともに、支援制度の周知を促進

5. 第三次子どもの貧困対策計画に関する具体的取組(案)

- 子どもの貧困は、保護者の経済状況や就労状況が大きな要因となっており、経済的支援や保護者の就労支援を実施することが重要。また、困窮家庭の保護者や子どもたちが社会的に孤立しやすい傾向にあり、それにより必要な支援につなぐことができないという状況を防ぐために、関係機関や行政だけでなく、民間団体等とも連携し、早期に状況を把握し、必要な支援につないでいくことが重要。
- 第二次計画において設定した7つの視点で継続した取組みを推進

1. 困窮している世帯への経済的支援(就労支援を含む)

困窮世帯やひとり親世帯において、経済的に厳しい状況は変わっておらず、経済的支援が必要。また、母子世帯等における非正規雇用や無業の割合は高く、就労支援により、生活の安定を図る必要がある。

- ・困窮世帯への支援
 - 経済的支援(生活保護制度、生活福祉資金貸付制度)
 - 就労支援(生活困窮者自立支援制度)
- ・ひとり親家庭への支援
 - 経済的支援(児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉貸付金、養育費の確保に向けた取組)
 - 就労支援(母子家庭等就業・自立支援センター事業)
- ・子どもの養育・教育にかかる経済的支援(児童手当、幼児教育・保育の無償化) 等

3. 子どもたちの孤立防止

貧困家庭にある子どもたちが孤立せず、必要な支援が届くよう、子どもの居場所の整備や相談体制の充実を図る必要がある。

- ・地域において見守る体制の充実(公民連携による子ども食堂ネットワークの充実、市町村におけるヤングケアラーに関する相談窓口の設置促進への支援)
- ・放課後等の子どもの居場所づくり(放課後児童クラブの充実、ひとり親家庭の生活・学習支援)
- ・多様な体験・交流活動の機会の創出 等

5. 安心して子育てできる環境の整備

住居の確保や保育料等の負担軽減等により、安心して子育てができ、安定して生活できるよう支援を実施。

- ・子どもの預かり、保育体制の充実(子育て短期支援事業、子ども誰でも通園制度)
- ・保育にかかる経済的支援(実費徴収の補足給付、多子世帯等の保育所等利用料の軽減)
- ・生活相談支援等(ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯への府営住宅の優先入居) 等

2. 学びを支える環境づくり

親の経済状況により、十分な教育を受けることができず、進学を諦めることにより就職の機会が乏しくなり、低所得に陥るといった貧困の連鎖を防ぐために、経済状況にかかわらず、子どもが平等に学ぶ機会を得、将来の目標や夢に向かって進んでいくことができるよう、困窮世帯を支援。

- ・学びのための経済的支援(就学援助制度、高等学校等就学支援・学び直し支援事業、**私立高等学校等授業料支援補助事業、大阪公立大学等や大阪公立大学工業高等専門学校の授業料について支援補助**)
- ・学校における学びを支える環境づくり(スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制)
- ・地域や家庭における学びを支える環境づくり(学習支援の場への大学生の参加促進) 等

4. 保護者の孤立防止

困窮世帯の保護者は、行政や他者に頼ることができず、社会的に孤立しやすい傾向にあり、相談体制や見守り体制の構築により、必要な支援につなぐことができるよう以下の事業を実施。

- ・妊婦への支援(にんしんSOS相談事業)
- ・相談支援・カウンセリングの充実(保育所・認定こども園における地域貢献事業「スマイルサポーター」、私立幼稚園キンター・カウンセラー事業、市町村のこども家庭センターによる相談支援)
- ・家庭訪問、地域における見守り(乳児家庭全戸訪問、コミュニティソーシャルワーカー支援)
- ・居場所との連携による子育て支援情報や相談窓口等の情報発信 等

6. 健康づくりの支援

生活習慣の定着や食生活の見直し等を実施し、困窮世帯の子どもたちが、元気に健康に過ごし、成長していくための取組を実施。

- ・食育・食環境の整備(乳幼児健診時の栄養指導、保育所等における食育の取組み)
- ・妊娠から子育て期の健康づくり支援(子育て世代包括支援センターの設置促進、母子保健事業) 等

7. オール大阪での取組

子どもの貧困は、家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、行政や民間企業、団体等と連携・協働して取り組んでいく必要がある。

- ・市町村と連携した取組み(補助金等支援)
- ・民間企業や府民等と連携した取組み(子ども輝く未来基金、経済界との連携、**子ども輝く未来基金を活用した居場所等への支援の拡充、公民連携による食材や物品等の有効活用に向けた連携体制の推進**) 等

第三次子どもの貧困対策計画（構成素案）

6. 子どもの貧困対策に関する指標

【指標の考え方】

●国の「こども大綱」における「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」において、子どもの貧困に関連する指標を抜粋し、その中でも、特に子どもの貧困に関係し、大阪府の数値が示せるものについて、子どもの貧困対策に関する指標として設定する。その他大阪府の数値は示せないが、子どもの貧困を計る上で特に必要な数値は、参考指標とする。

※上記を踏まえ、現在整理中

7. 計画の進捗管理

- 庁内において
計画の実施にあたっては、庁内関係部局・室・課で構成する子どもの貧困を考える関係課長会議等を通じて、関係部局が連携を図るとともに、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子どもの貧困対策を総合的に推進
- 市町村との連携
子どもの貧困担当課長会議等を通じて、府の支援策について情報提供を行うとともに、府内市町村の創意工夫による取組事例を共有するなど、市町村が地域の実情に応じた取組を進められるよう、後押し
- 進捗管理
計画に定めた施策について進捗状況の把握及び公表を行い、適切に実施